

社会福祉法人ユタカ福祉会 ハラスメント防止のための指針

1 目的

本指針は、社会福祉法人ユタカ福祉会（以下「法人」という。）におけるハラスメントの防止及び適切な対応について定め、すべての従業員が安心して働くことができる環境を整備するとともに、利用者に対して質の高いサービスを提供することを目的とする。

2 基本方針

法人は、職場におけるハラスメント及び利用者やその家族等からの暴力・暴言、セクシュアルハラスメント、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束等を一切許容しない。また、ハラスメントの防止及び発生時の適切な対応に努め、従業員の安全と尊厳を守るとともに、健全で働きやすい職場環境の維持・向上を図る。

3 職場におけるハラスメント

（１）パワーハラスメント

以下の３つの要素をすべて満たすものをいう。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 従業員の就業環境が害されるもの

<代表的な類型>

- ア．身体的な攻撃（暴行・傷害）
- イ．精神的な攻撃（脅迫・侮辱・暴言等）
- ウ．人間関係からの切り離し（無視・隔離等）
- エ．過大または過小な要求
- オ．個の侵害（私生活への過度な介入等）

（２）セクシュアルハラスメント

① 対価型

性的言動への対応により、解雇、降格、減給等の不利益を受けるもの

② 環境型

性的言動により職場環境が害されるもの

※同性間及び女性から男性へのものも含む

<具体例>

- ・ 不必要な身体接触
- ・ 性的な発言、質問、冗談
- ・ 交際や性的関係の強要
- ・ わいせつ物の掲示・配布 等

（３）妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント

① 制度利用に関する嫌がらせ

- ・制度利用の妨害
- ・不利益取扱いの示唆

② 状態に関する嫌がらせ

- ・妊娠等を理由とした不当な言動や不利益取扱い

４．利用者及びその家族等によるハラスメント

（１）対象となる行為

① 暴力・暴言

- ・身体的暴力（叩く、蹴る等）
- ・精神的暴力（威嚇、暴言、人格否定等）

② セクシュアルハラスメント

- ・不必要な身体接触
- ・性的言動や要求

③ 過剰または不合理な要求

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・社会通念を超えるサービス要求

④ 時間的・場所的拘束

- ・長時間の拘束
- ・不当な呼び出し

⑤ その他のハラスメント

- ・誹謗中傷（SNS 含む）
- ・プライバシー侵害
- ・脅迫行為 等

※これらは例示であり、これらに限られない。

（２）対応方針

- ・従業員の安全確保を最優先とする
- ・必要に応じて複数対応、担当変更を行う
- ・改善が見られない場合は、サービスの中止や契約の見直しを行うことがある

５ ハラスメント防止のための取組

（１）職場

- ・ハラスメント防止に関する知識の周知
- ・相談しやすい環境の整備

（２）利用者・家族対応

- ・対応方法の研修実施
- ・被害職員のケアの実施
- ・適切な関係構築に向けた対応

６．相談窓口及び対応

（１）相談窓口

相談窓口担当：法人本部

山崎 厚、辰己 悦子

電話：06-6797-2011

FAX：06-6797-2811

※電話・書面等により相談可能とする。

※直属の上司に相談しにくい場合は、法人本部へ直接相談することができる。

（２）対応

- ・相談内容は公平に取り扱い、関係者のプライバシーを保護する
- ・被害者の安全確保及び心身のケアを最優先とする
- ・再発防止に向けた対策を講じる

（３）不利益取扱いの禁止

相談・報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

７ ハラスメント発生時の対応フロー

- ①相談・報告の受付
- ②事実関係の確認
- ③対応方針の検討
- ④被害者の安全確保
- ⑤行為者への指導・措置
- ⑥再発防止策の実施

８ 研修及び周知

ハラスメント防止に関する研修を定期的を実施し、その内容について記録を作成し保存する。

９ 指針の閲覧

本指針は、職員、利用者、家族及び関係者が閲覧できるよう、事業所内掲示及び法人ホームページ等に掲載する。

附則

この指針は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和６年８月１日改定）

相談窓口担当者と FAX 番号の追記

附則（令和８年５月１日改定）

文言の追記、修正